

2011年3月3日

【明石市公営企業管理者への要求書】

自治労明石市水道労働組合

2011春闘要求書

貴職におかれましては、住民の福祉向上と地方自治確立にご尽力いただきいて
いることに敬意を表します。

日本経済がデフレ不況から抜け出せず、労働者の賃金は低下し、これに伴う
国内消費の冷え込みが更なる悪循環をもたらし、私たちの生活にも深刻な影響
を及ぼしています。全労働者の3分の1を超えるまでに増加した非正規雇用労
働者の多くが「低賃金」、「雇用不安」に喘いでいます。

大企業の社会的責任は言うまでもないのですが、本来、これを支えるべき
自治体では、人員や予算の削減が強行され、医療・福祉・保育など地域公共サ
ービスの規制緩和とアウトソーシング・民営化が公共サービスの崩壊を招き、
地域で暮らしていく条件そのものを破壊しています。

貧困のない全ての人々にとって生きやすい社会の実現を目指すためにも、自
治体労働者が安心して生き生きと仕事に打ち込める職場環境は不可欠です。そ
のためにも職員間の競争・選別・管理を行うのではなく、労働組合を尊重した
民主的な労使関係が重要です。

ここに、2011年春闘要求書を提出しますので、職員及び自治体関連労働者、
そして、勤労住民の生活や労働条件改善にむけ誠意ある回答を3月10日ま
でに文書でされるよう要請します。

2011春闘要求書

1. 賃金等の改善について

(1) 基本賃金について

①基本賃金については1%以上3,200円(平均給与額)の引き上げで、高卒標準入職の初任給を、行政職(一)表1級13号、153,000円以上とし、30才ポイント257,400円以上、35才ポイント312,465円以上、40才ポイント368,020円以上に改善すること。

なお、ロック賃金要求アンケートの賃上げ要求額は、36,231円であることを申し添えます。

②給料表については、行政職(一)表を下回る他の一切の給料表を、行政職(一)表の給料表水準のものとすること。

(ア)現業職員の賃金は、一般行政職との格差を解消すること。

(イ)医療職給料表を抜本的に改善するとともに賃金決定基準の改善をはかること。

③自治体及び外郭団体雇用の自治体関連労働者、及び公共サービス関連民間労働者の最低賃金をもうけること。その水準は月額153,000円以上(日額7,650円以上、時間給990円以上)とすること。

(2) 賃金格差の解消と格付基準の改善について

①学歴・職種による初任賃金の格差をはじめ、自治体間、男女間、職種間のあらゆる格差を解消すること。とりわけ、現業賃金の民間比較による現業賃金の引き下げは行わないこと。

②中途採用者の初任賃金決定基準を全職種について改善すること。経験年数換算は、同種10割、異種その他8割以上とし、経験年数によって級格付けを行うこと。なお、一定期間経過後、標準入職者と同等の扱いとすること。

③すべての職種に年齢別初任賃金制度を設け、その水準は35才で標準入職者の90%を下回らないものとすること。

④昇格基準を改善し、国公5~6級適用級まで年限わたりとし、昇給・昇格のための試験、勤務評定を行わないこと。

⑤休職等による昇給延伸者に対しては、一定期間経過後、復元措置を100%にすること。

⑥中高年齢者に対する昇給の抑制を行わず、定年までの昇給が可能となるよう、号級の延長を行うこと。

⑦以上の賃金制度の改善にともなう必要な在職者調整を最大限行うこと。

(3) 諸手当について

- ①扶養手当の引き上げを行うとともに、対象者を拡大し申請に際しては男女平等の扱いとすること。
- ②住居手当については、世帯主に限定せず、家賃相当額への引き上げをはかるとともに、持家居住者・同居者に対しては大幅な改善をはかること。
- ③地域手当については、旧調整手当支給率を維持・改善すること。
- ④通勤手当は、全額実費支給とし、「自動車等」使用者については、遠距離を中心に区分を増設し引き上げること。2km未満の通勤者も支給対象とすること。下肢障害者の自動車通勤の必要経費は完全保障すること。
- ⑤特殊勤務手当は、職務内容や労働実態をふまえ、支給対象職務の拡大や単価改善をはかること。交替制、変則勤務者に対し、一勤務あたりの手当の引き上げを行うこと。
- ⑥時間外勤務手当については、通常の時間外勤務について150／100、週休日・深夜の時間外勤務について200／100とすること。休日勤務について200／100とすること。夜間勤務手当について50／100とすること。
- ⑦無協定時間外労働をなくし、時間外労働は月20時間への規制と協定化をはかり、同時に超勤単価改正（労基法37条及び規則19条～20条に基づく算定）を行うこと。
- ⑧離島など生活の不便な地域に勤務する職員に対し、国家公務員または県職員に準じ、特地勤務手当を支払うこと。

(4) 一時金について

- ①一時金については、勤勉手当の支給割合を拡大せずに期末手当として、夏季2.4ヶ月以上、年末2.7ヶ月以上の5.1ヶ月以上とすること。
- ②一時金の「役職者加算」を撤廃し、一律配分に改め、増額をはかること。
- ③勤務評定等「成績主義」による勤勉手当の差別・選別配分を行わないこと。

(5) 人事評価制度について

- ①人事評価制度・勤務評定・試験制度については、これを導入・強化しないこと。

(6) 賃金の復元について

- ①過去に実施された昇給延伸や賃金決定基準の改悪等の措置に対する復元をはかること。

2. 労働条件等の改善について

(1) 労働基本権確立と権利保障について

- ① 団体交渉の申し入れには誠意を持って応じ、不当な団交回数制限、人数・時間制限等を行わず、要求に対しては、誠意ある内容の文書回答を行い、合意にむけ充分な交渉を行うこと。また、不法不当な財政制裁による国及び県の「指導」介入を排除し、従わないこと。
- ② 地方公営企業労働関係法の適用団体の団交権を尊重し、賃金・労働条件について労働協約を締結すること。職員組合の専用事務所を本庁内に設けることなど必要な措置を行うとともに、組合休暇等の権利を保障すること。
- ③ 管理職等の範囲の決定にあたっては、埼玉県熊谷市での判例に沿い、少なくとも旧自治省の「参考例」を上限とし、拡大することのないようにすること。
- ④ 消防職員の団結権を認めるよう働きかけるとともに、労働条件の抜本的改正を行うこと。また、消防職員委員会の委員選任や運営は、民主的に行い、職員の声を反映すること。
- ⑤ 時間外勤務手当の不払いや打ち切り支給を止め、完全支給すること。時間単価の算出方法は、労働基準法に基づき適法になるよう分母と分子を改善すること。そのため、36協定を締結し、恒常的な超過勤務体制を解消し、休暇・休憩などの諸権利を完全に保障するため、人員増ならびに休憩室など福利厚生施設の確保をはかること。
- ⑥ 女性差別禁止やセクシャルハラスメントの防止対策等、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法を遵守し、眞の男女平等を自治体から率先して実現するとともに、外郭団体や民間事業所等にも指導、啓発を行うこと。
- ⑦ 職員の身分保障のため地公法28条4号にかかる特例条例を制定・改正し、労使で充分に協議し、その職を失わないようにすること。また、懲戒基準の変更については、労働条件の変更であり労使合意に基づき行うこと。
- ⑧ 福利厚生制度について地公法に定める「計画の樹立と実施」に責任をもって充実に努めること。また、その内容について職員組合との交渉・合意を尊重すること。

(2) 「地方行革・自治体リストラ」について

- ① 国に対して地方財政確立を求めるとともに、財政危機の原因と責任を明確にして、経済政策や財政運営のツケを福祉施策の切捨てなどによる市民への負担増、そして職員への賃下げ・人員削減などへの犠牲・転嫁を行わないこと。
- ② 行政の公的責任を果たすため、すべての事務に、PFIや地方独立行政法人、指定管理者制度などの手法による民間外部委託の導入を行わないこと。また、当該職場の雇用・労働条件の根本的な変更であり、当該職場及び職員組合との協議・合

意を十分に行うこと。

- ③派遣労働の導入については、雇用期間の限定や守秘義務の確保、期限後の雇用確保等、公務になじまないものであり、導入しないこと。
- ④現在行っている業務委託については、偽装請負などの法令違反がないかの点検を行い、問題ある場合は直営で行うこと。

(3) 人員増・労働量の軽減について

- ①権限委譲や新規事業などの業務増に対応するとともに、人員増をすること。また、欠員については正規職員で補充を行うこと。
- ②県や事務組合、公益法人など他団体へ安易に出向・派遣を行わないこと。やむを得ず行う場合は、派遣職員に一切不利益が無いこと、本人同意を前提とすることを基本に、労使協議によって派遣協定を締結しこれを遵守すること。

(4) 労働時間短縮、休日・休暇の拡大

- ①年間総労働時間 1,800 時間体制確立にむけ、労働時間短縮未実施職場の自治体労働者 1 日あたりの労働時間を 7 時間 45 分とし、1 週間あたり 38 時間 45 分とすること。交替制勤務・変則勤務の職場にあっても、完全週休 2 日制実施をはじめ労働時間短縮を急ぐこと。
- ②適正な人員配置と「ノー残業デー」などの設置などで慢性的時間外労働を解消し、総労働時間の短縮を図ること。
- ③年次有給休暇の完全な取得を促進するため、本人の請求に基づく計画的かつ連続取得を容易にするよう具体的な助言をすること。また夏期休暇の日数を拡大すること。
- ④リフレッシュ休暇・スクーリング休暇・ボランティア休暇・ドナー休暇・人間ドック休暇など特別休暇制度や、自己啓発等休業制度・職専免の導入、整備を行うこと。
- ⑤週休日の振替・休日代休制度の濫用をやめ、振替実施要領の厳格な運用をし、振替日や代休日が休めなかつた場合は休日給を支給すること。

(5) 自治体の労働安全衛生の確立と活動強化について

- ①自治体職場で精神疾患や自殺が増加し、清掃、学校給食現場では死亡災害や指曲がり症などの職業病が多発しており、早急に労働災害・職業病を一掃するため、労働安全衛生法を遵守し、すべての事業所に安全衛生委員会を設置し労働安全衛生体制の確立をはかること。
- ②自治体独自の公務災害見舞金制度（公務・通勤災害による死亡、特別見舞金制度

等)を確立すること。すでに特別見舞金制度を制度化している場合は、死亡および1級障害の場合に最低3,000万円を支払うこと。

(6) 自治体のOA、IT化について

- ①オンライン化、インターネットの整備などは、大幅な勤務条件(人員減、配転、労働密度強化等)の変更を伴うので、関係職員・職場の意見を反映するとともに、組合と事前協議すること。
- ②職員向け研修や特殊健康診断を充実するとともに、OA作業基準の策定と遵守などでテクノストレス対策を万全にすること。
- ③住民基本台帳ネットワーク等、個人データ管理やシステム運用については、市民参加の下に民主的かつ厳格に行い、国民総背番号制につなげないこと。

(7) 定年・退職に関する要求について

- ①親子、夫婦共働き、結婚等、また財政事情などを理由に、若年退職を強要しないこと。
- ②退職金制度の改悪をしないこと。また、民間企業の退職手当引当金に準じて、基金積み立てをするなど財源確保に責任を持つこと。

(8) 高齢者雇用・再任用制度について

- ①高齢者再任用制度の条例化及び運用を速やかに行うこと。
- ②制度導入・運用にあたっては、希望者全員の雇用確保、定数のあり方、賃金・労働条件、職種・業務内容など労使協議・合意に基づき実施すること。

(9) 妊娠・出産、育児、介護に関する制度確立・拡充と実効性の確保について

- ①産前産後の休暇制度を拡充すること。当面産前8週(多胎妊娠の場合は14週)、産後13週とし、代替職員を配置すること。
- ②妊娠障害休暇(つわり休暇)を最低14日間とし、運用の拡充を図ること。
- ③妊娠婦が健康診断・保健指導を行うための通院休暇制度を拡充すること。
- ④妊娠婦の通勤緩和措置制度を拡充するとともに、労働軽減措置を拡充すること。
- ⑤妊娠婦の請求による時間外労働・休日労働・深夜労働の禁止措置にともなって、代替要員の確保等をはかること。
- ⑥育児休業介護休暇制度を円滑に実施するため代替要員を確保すること。ただし、育児休業に伴う任期付採用は、育児休業に限った運用とすること。
- ⑦子どもの看護休暇について、時間単位とすること。
- ⑧育児休業・介護休暇の制度を充実させ、小学校就学前の子どもへの部分休業や「2

週間」未満の家族看護休暇を新設・拡充すること。少なくとも国並の運用改善を行うこと。

- ⑨育児休業の男性取得促進策を講ずること。
- ⑩最低国並に下記の制度を改善または新設すること。
 - 1)育児・介護を行う者で、希望する者に、早出遅出勤務制度を適用すること。
 - 2)男性職員の育児参加のための休暇制度新設すること。
 - 3)配偶者出産休暇・子の看護休暇・介護休暇の運用改善を行うこと。
- ⑪実効性ある両立支援策として、育児休業・介護休暇の取得を支援する所得保障や福利厚生策を講ずること。また、職場復帰については、現職復帰とすること。
- ⑫次世代育成支援対策推進法に基づく、特定事業主（自治体）に作成を義務付けられた行動計画については、実効性を持たせるため、適正な進行管理を行うこと。
- ⑬育児・介護休業法の一部改正を踏まえ、民間・国と同様の措置を講ずること。

3. 臨時職員及び公共民間労働者の雇用、賃金・労働条件の改善について

- (1) 臨時・嘱託・パートタイマー・アルバイト等の職員の拡大は行わず、ただちに正規職員化すること。
- (2) 正規職員化にいたる間、賃金（一時金、退職金、地域手当、扶養手当等も含む）・労働条件（有給休暇等）・社会保険など、正規職員との均等待遇をはかること。
- (3) 自治体委託業務に従事する公共サービス民間労働者の雇用安定と賃金労働条件改善など、公正労働確立に向け、入札時最低価格制度導入により不当に廉価な応札を防止し、自治体最低賃金を確保すること。また、公正労働・障害者雇用・男女平等参画の推進等、自治体政策を実現する公契約基本条例を制定すること。

4. 制度・政策課題について

(1) 地方財政・住民自治の確立、地域福祉・人権施策の推進について

- ①財源と権限を伴う真の地方分権を確立し、住民本位の行政を推進するため、自治体財政難を招いた国の責任を追及し、地方財政確立のために、地方団体とともに国に対して抜本的改善を求めるこ。
- ②企業会計へ一般会計からの繰出しを認め拡大すること。また、独立採算制廃止、起債利率引き下げ、償還期間延長等、地方公営企業法の改正を国および関係機関に働きかけること。
- ③老人保健福祉計画の実施及び介護保険制度による介護体制については、実施状況・実態を把握し「公的責任」の放棄とならないように、自治体正規職員の大幅

増員などの充実をはかること。

- ④障害者の「完全参加と平等」にむけ、県条例を最低とする「福祉の街づくり条例」を障害者・関係職員の参加で制定すること。当面、県条例を完全履行すること。
障害者の地域生活と自立支援施策の拡充に向けて、障害福祉計画策定に障害者の意見を反映させること。
- ⑤財政事情を理由に、保育所・幼稚園の統廃合や民営化、学童保育の切捨てを行わず、子育て支援の公的責任を拡充すること。
- ⑥地域医療の担い手として、自治体が設置する病院の健全財政を確保し、地域医療の公的な供給責任を果たすこと。
- ⑦自治体の責任においてダイオキシン対策やリサイクル制度の実施等、清掃・環境行政を確立すること。
- ⑧平和・非核の自治体宣言、議会決議にとりくむと共に、宣言、決議に基づき、具体的な施策を行うこと。
- ⑨有事関連法等による「自治体・民間への協力」の強制に反対すること。
- ⑩部落解放にむけた宣言、条例づくりを積極的に行うこと。
- ⑪外国人住民に対する権利を保障し、職員採用にあたっては国籍条項を撤廃し、積極的な採用を行うこと。

(2) 天下り人事の反対について

- ①国、県などからの天下り人事は、地方自治を破壊するものであり行わないこと。
- ②特殊な技能と経験を有することを理由とした派遣人事も行わず、当該自治体で育成し、配置すること。

(3) 雇用の拡大について

- ①国や県が行っている各種の雇用拡大、地域事業者・商店街活性化関連事業を積極的に活用するとともに、独自の雇用拡大・地場企業支援施策を実施し、雇用対策に努めること。また、自治体独自で積極的に正規職員採用を進め、雇用拡大に努めること。
- ②県、職業安定所、労働基準監督署など関係機関と連携して、労働法遵守の指導・啓発や労働相談活動を進めるこ。
- ③自治体自らが障害者雇用の拡大を積極的に推進するとともに、地場企業に対して、障害者雇用拡大の啓発と指導を積極的に行うこと。

対自治体統一行動指標

- ① 生活向上のために賃金水準の維持・改善に努めること。
- ② 臨時・非常勤等職員の待遇改善に努めること。
- ③ 公共サービス基本条例・公契約条例・入札制度改善など公共サービス基本法にのっとった施策を推進すること。
- ④ 男女平等社会実現を踏まえたワーク・ライフ・バランスの具体化をはかること。

